

# 非常用放送設備 マニュアル

## 第4次改訂版

A5判／424ページ／定価：本体2,000円+税

一般社団法人電子情報技術産業協会 編集  
非常用放送設備専門委員会

日本消防検定協会 協賛

### POINT

非常用放送設備に係る設計者はもとより、施工関係者やその他の消防関係者の方々が業務を遂行される際の参考図書として最適！

最新の技術上の基準に基づき非常用放送設備を設置する場合の技術的指針となるだけでなく、初めて消防法令に携わる方にも分かり易く解説！

第3次改訂版発行より6年が経過しました。その間に行われた警報設備及び関連機器に関する技術基準等の改正、非常用放送設備に関する消防法令あるいは省令等の改正等、内容すべてについて見直し、「緊急地震速報」について触れる等、最新の状態に改めました。

#### 主な改正

- ① 認定登録試験機関である日本消防検定協会において、非常用放送設備の認定制度が改正された。
- ② 警報設備及び関連機器に関する技術基準等の改正、非常用放送設備に関する消防法令或いは省令等の改正が行なわれた。
- ③ 認定に関わる技術基準等の改正に伴い、日本消防検定協会の認定評価細則も改訂された。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694  
☎ Fax. 0120-302-640

# 目次

- 第1章 概説
- 第2章 消防関係法規
- 第3章 放送設備の設置対象物
- 第4章 非常用放送設備の概要
- 第5章 非常用放送設備の設置基準

- 第6章 非常用放送設備のシステム設計
  - 第7章 工事上の基準
  - 第8章 保守・点検及び更新
  - 第9章 非常用放送設備に係る諸手続き
  - 第10章 関係法令
- 索引

図3-2 複合用途の取扱い

5F	共同住宅 (5項目) 1,000㎡	耐火高5階、延面積5,000㎡
4F	共同住宅 (5項目) 1,000㎡	
3F	共同住宅 (5項目) 1,000㎡	飲食店部分 (特定用途部分) が、延面積の10%以下で、かつ、300㎡未満であることから、全体を5項目として取り扱う。
2F	共同住宅 (5項目) 1,000㎡	
1F	事務所 (15項目) 750㎡ 飲食店 (3項目) 250㎡	

3 複合用途防火対象物のうち、特定防火対象物を含む場合は、06項目の指定を受け、06項目 (特定防火対象物含まない複合用途防火対象物) より厳しい規制が課せられている。

しかし、複合用途防火対象物が、特定防火対象物を含んでいても、特定防火対象物の床面積の合計が、当該防火対象物の延床面積の10%以下であり、かつ、特定防火対象物の床面積の合計が、300㎡未満であるときは、06項目の防火対象物として取り扱うこととされている。

3.2.4 消防用設備等の設置単位

1 設置単位の原則

消防用設備等の設置単位は、防火対象物 (棟) ごとに適用するのが原則あり、敷地ごとに適用するものではない。

図3-3 同一敷地内の例

A棟	B棟	A棟、B棟が存在する場合は当該防火対象物の面積又は収容人員が、用途に応じて一定規制以上であるかによって判別されるが、A棟はA棟だけ、B棟はB棟だけで計算して判断する。
工場	工場	
700㎡	600㎡	

同一敷地

46

第3章 放送設備の設置対象物

しかしながら、特殊な構造又は使用形態が複雑な防火対象物については、令第8条、令第9条、令第9条の2等の例外が定められている。

2 開口部のない区画 (令第8条)

防火対象物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合、その区画された部分をそれぞれ別防火対象物とみなして、消防用設備等を規制するものである (図3-4)。

図3-4 令第8条の適用を受ける防火対象物の例

図3-4は、開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている例を示している。図には、飲食店 (300㎡) と百貨店 (300㎡) が隣接している。飲食店側には開口部があり、百貨店側には開口部がない。この場合、飲食店側は開口部のある防火対象物として扱われ、百貨店側は開口部のない防火対象物として扱われる。

A及びBはそれぞれ別の防火対象物とみなされ消防用設備も、それぞれの用途等に規制される。

## 第6章 非常用放送設備のシステム設計

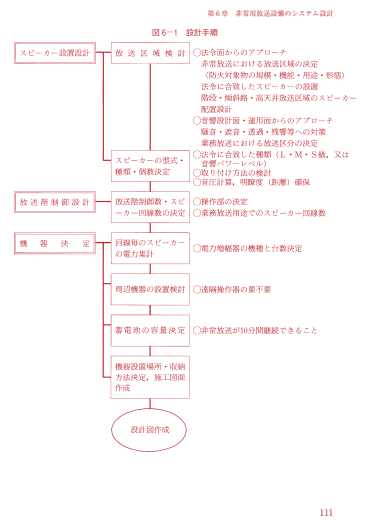
非常用放送設備のシステム設計にあたっては、関係法令を十分検討し、その防火対象物に最も適したシステムを組み上げるよう留意しなければならない。

非常用放送設備を設ける最大の目的は、防火対象物内の在館者に対して火災の発生をすみやかに報知し、適切な避難誘導放送を行うものである。したがって、システムの設計にあたっては、まず、スピーカーの設置基準 (規程第25条の2第2項第3号口又はハ) を満足し、かつ、防火対象物の特性に合わせ、放送しなければならぬ場所に必要な音量と明瞭度が得られるようなスピーカーの選定と配置を検討しなければならない。以下、設置すべきスピーカーに応じた放送回路の決定、電力増幅器の選定、停電時における非常放送のための非常電源の蓄電池の容量計算、機器設置場所の選定までを順次述べていく。この手順を示すのが図6-1のようになる。

とりわけ、アトリウムや屋内展示場・体育館や屋内プールなど大空間の放送区域に対しても十分な明瞭度と音量を確保するためには、一般的なスピーカー設置基準のみならず臨界距離等をも考慮したシステム設計が必要となる。

本章では、まず音響設計面からのアプローチについて解説し、次に法令上の設置方法について概説した後、放送回路・スピーカー回路分割・電力増幅器に関して説明する。

110



お試し読み、お申し込みはコチラ



第一法規

検索



<クレジットカードでもお支払いいただけます>